

今治市学生まちづくり活動応援事業費補助金交付要綱

平成30年8月1日制定

今治市要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の高等教育機関に在籍する学生（以下「学生」という。）と市民等との協働により、地域課題の解決又は地域活性化を図ることを支援するため、若者の柔軟なアイデアによる自発的な地域活動に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）の定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、市内の高等教育機関とは、別表に定める機関をいう。

2 この要綱において、市民等とは、市内に居住する者、市内に存する事業所に勤務する者及び市内に存する学校に通学する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は学生を5人以上含む団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、学生が市内において自発的な意志で企画、実施し、かつ、市民等との協働による地域課題の解決又は地域活性化に貢献する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する事業は対象外とする。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 宗教、政治又は選挙活動にかかわる事業
- (3) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業
- (4) 本市の他の補助金の交付を受けて実施する事業
- (5) 国、県等から補助金をを受けて実施する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する経費は補助対象としない。

- (1) 団体の管理運営経費

- (2) 団体構成員に対する謝金等
- (3) 商品券、駐車券その他の金券、記念品、賞品等の購入及び賞金に要する経費
- (4) 飲食を目的とする経費
- (5) 高等教育機関の運営に係る経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める経費
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、1事業につき、100,000円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、今治市学生まちづくり活動応援事業費補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて学生が在籍する高等教育機関を通じて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 収支予算書(別記様式第3号)
- (3) 申請団体概要書(別記様式第4号)
- (4) 会員名簿(別記様式第5号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(審査及び交付決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付に条件を付することができる。

(変更の申請等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ今治市学生まちづくり活動応援事業変更承認申請書(別記様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金の額の変更
- (2) 補助対象経費の20%を超える増減
- (3) 事業内容の重要な変更

2 市長は、前項の申請があったときは、審査のうえ変更の承認の適否を決定し、補助事業者に通知する。

(補助事業の廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、今治市学生まちづくり活動応援事業費補助金廃止届出書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。この場合において、第14条に規定する概算払により受けた補助金がある場合には、精算しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは今治市学生まちづくり活動応援事業実績報告書(別記様式第8号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（別記様式第9号）
- (2) 事業報告書（別記様式第10号）
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 前項の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、市長に補助金の請求をするものとする。

2 市長は前項の請求を受けた場合は、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第14条 前項の規定にかかわらず、市長は、補助事業の実施上必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、今治市学生まちづくり活動応援事業費補助金概算払請求書（別記様式第11号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第15条 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払いを受けた場合は、補助金の額の確定後、補助金の精算をするものとする。

2 前項の場合において、概算払の額が確定額を上回るときは、市長が発行する戻入書により、概算払の額が確定額を下回るときは、今治市学生まちづくり活動応援事業費補助金清算払請求書（別記様式第12号）により精算を行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この要綱により、市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、補助事業の施行について不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日今治市要綱)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

市内高等教育機関

	学校名	住所
1	今治看護専門学校	今治市別宮町七丁目3番2号
2	愛媛県立愛媛中央産業技術専門学校	今治市桜井団地四丁目1番地1
3	学校法人今治明德学園今治明德短期大学	今治市矢田甲688番地
4	学校法人加計学園岡山理科大学（今治キャンパス）	今治市いこいの丘1番地3
5	学校法人白光学園今治商業専門学校	今治市中日吉町一丁目7番8号
6	国立波方海上技術短期大学校	今治市波方町波方甲1634番地1

年 月 日

今治市学生まちづくり活動応援事業費補助金交付申請書

（宛先）今治市長

団 体 名
所 在 地
代 表 者 名

標記補助金に係る事業を次のとおり実施したいので、今治市学生まちづくり活動応援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請事業名

2 補助金交付申請額

金 円

（補助金振込口座）

金融機関名	本店 支店 ・ 支所
預金種別 普通 ・ 当座	口座番号
口座名義人	フリガナ（口座名義人）

（添付書類）

- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 申請団体概要書
- ・ 会員名簿
- ・ その他市長が必要と認める書類

担当者 職（担当） 電話番号	氏名
----------------------	----

事業計画書

1 事業名	
2 事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
3 実施場所	
4 事業の目的	
5 事業の概要	
6 事業の実施により期待される効果	
7 市民等との協働	

収 支 予 算 書

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	合計額 (A)+(B)	対象経費 (A)	対象外経費 (B)	積 算 根 拠
市 補 助 金				
自 主 財 源				
そ の 他				
計				

（2）支出の部

（単位：円）

区 分 (節別区分)	合計額 (A)+(B)	対象経費 (A)	対象外経費 (B)	積 算 根 拠 ※対象外経費については、括弧書きで記載すること
計				

別記様式第4号（第7条関係）

申請団体概要書

団体	(ふりがな) 名称	
	所在地等	〒 電話 () FAX ()
代表者	(ふりがな) 氏名	
	設立年月日	年 月
設立目的		
会員人数		
会の運営決定方法		
主な活動内容		
活動の経緯・実績		

会 員 名 簿

No. _____

	氏 名	在籍する高等教育機関等の名称
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

年 月 日

今治市学生まちづくり活動応援事業変更承認申請書

（宛先）今治市長

団 体 名

所 在 地

代表者名

年 月 日付け今治市指令 第 号で交付決定のあった標記事業を次のとおり変更したいので、今治市学生まちづくり活動応援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 変更交付申請額

変更前補助対象経費	変更後補助対象経費	差引増減額
円	円	円
変更前交付決定額	変更後交付申請額	差引増減額
円	円	円

（添付書類）

- ・ 変更後の事業内容のわかる資料

年 月 日

今治市学生まちづくり活動応援事業廃止届出書

（宛先）今治市長

申請者 団 体 名
所 在 地
代表者名

このたび、都合により補助事業を廃止したいので、今治市学生まちづくり活動応援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、届出書を提出します。なお、概算払を受けた補助金については返納します。

1 事 業 名	
2 事業中止（廃止）の理由	
3 補助金受領済額	円

年 月 日

今治市学生まちづくり活動応援事業実績報告書

（宛先）今治市長

団 体 名

所 在 地

代表者名

年 月 日付け今治市指令 第 号で交付決定のあった標記事業を完了したので、今治市学生まちづくり活動応援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の名称

2 補助事業の実施期間

（1）開始年月日

年 月 日

（2）完了年月日

年 月 日

2 交付決定額及び補助事業に要した経費

交付決定額	実支出額	補助対象経費
円	円	円

（添付書類）

- ・収支決算書
- ・事業報告書
- ・その他市長が必要と認める書類

収 支 決 算 書

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差引 (A) - (B)	差引の理由
市 補 助 金				
自 主 財 源				
そ の 他				
計				

（2）支出の部

（単位：円）

区 分 (節別区分)	計画額 (A)	実績額 (B)	差引 (A) - (B)	差引の理由
計				

別記様式第10号（第11条関係）

事業報告書

1 事業名	
2 事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
3 実施場所	
4 事業の目的	
5 事業の概要	
6 事業を実施しての効果	
7 市民等との協働	

年 月 日

今治市学生まちづくり活動応援事業費補助金概算払請求書

（宛先）今治市長

申請者 団 体 名
所 在 地
代表者名

年 月 日付け記号第 号で、補助金の交付決定の通知があった今治市学生まちづくり活動応援事業費補助金について、今治市学生まちづくり活動応援事業費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

¥ _____ 円

ただし、 年度 今治市学生まちづくり活動応援事業費補助金として

交 付 決 定 額	円
概 算 払 受 領 済 額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

担当者 職（担当） 電話番号	氏名
----------------------	----

年 月 日

今治市学生まちづくり活動応援事業費補助金精算払請求書

（宛先）今治市長

申請者 団 体 名
所 在 地
代表者名

年 月 日付け記号第 号で、補助金の交付決定の通知があった今治市学生まちづくり活動応援事業費補助金について、今治市学生まちづくり活動応援事業費補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり請求します。

¥ _____ 円

ただし、 年度 今治市学生まちづくり活動応援事業費補助金として

補助金確定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円

担当者 職（担当） 電話番号	氏名
----------------------	----